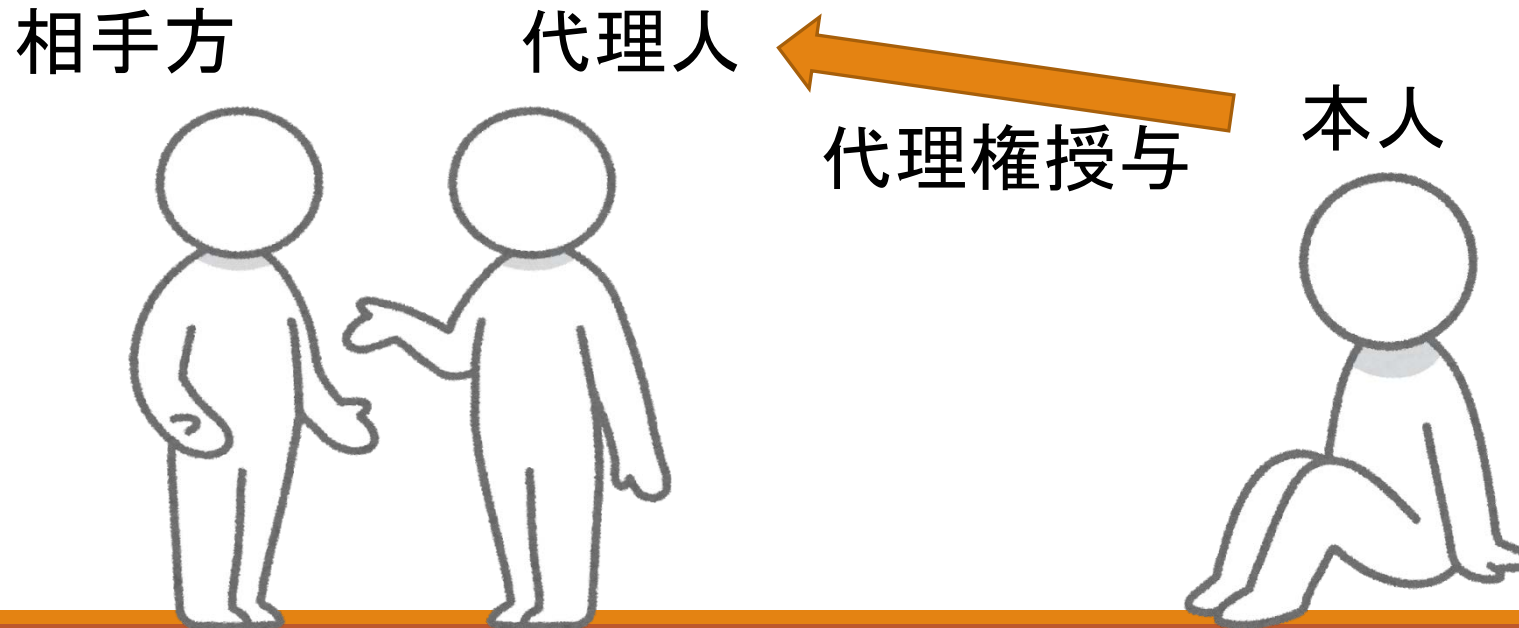


ビジネス法務基礎 第3回

代理制度

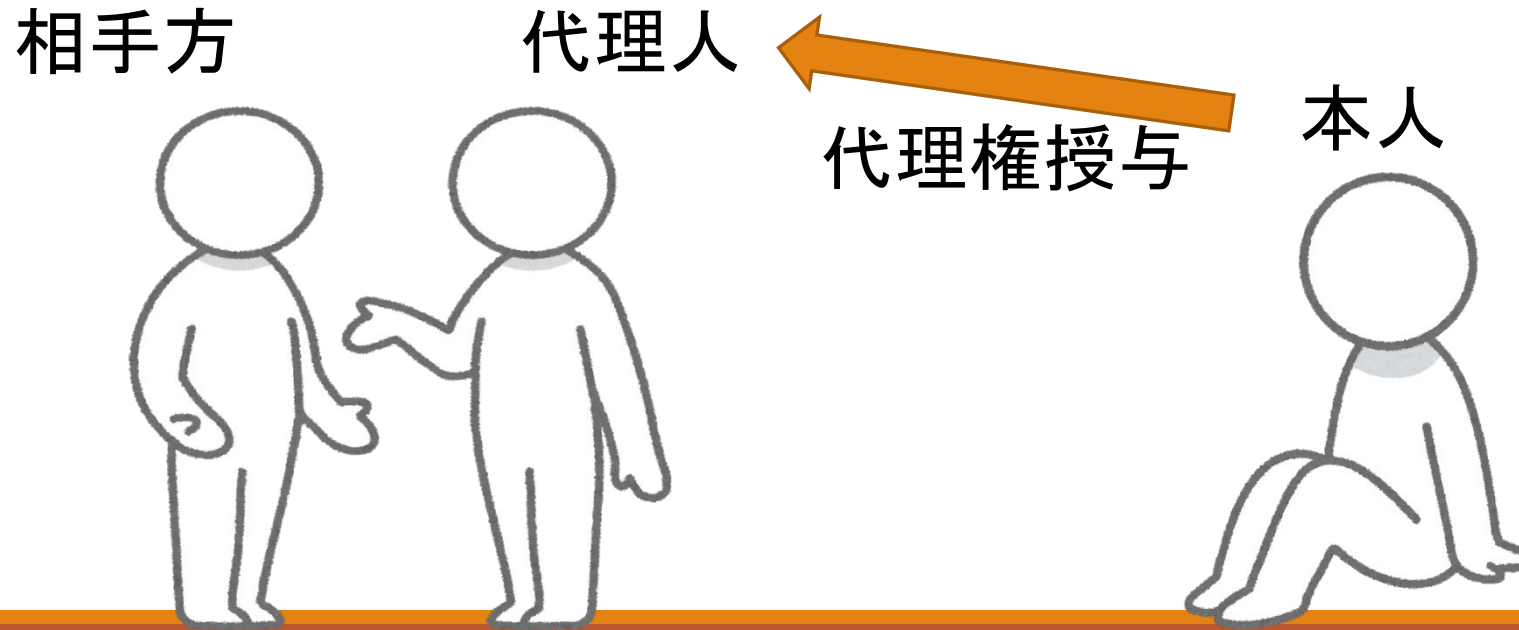
契約などを本人に代わって行い、その効果を本人に帰属(権利を得たり、義務を負ったり)させる制度のことを「代理制度」といいます。

代理人は本人の代理人で本人のために契約することを示さなければなりません(顕名)。



代理制度

代理には、本人からの委任によって代理権が発生する任意代理と、法律によって当然に代理権が発生する法定代理の制度があります。



代理制度

相手方と代理人の間で契約を結ぶと、その契約の債権と債務は相手方と本人の間で発生します。



代理制度

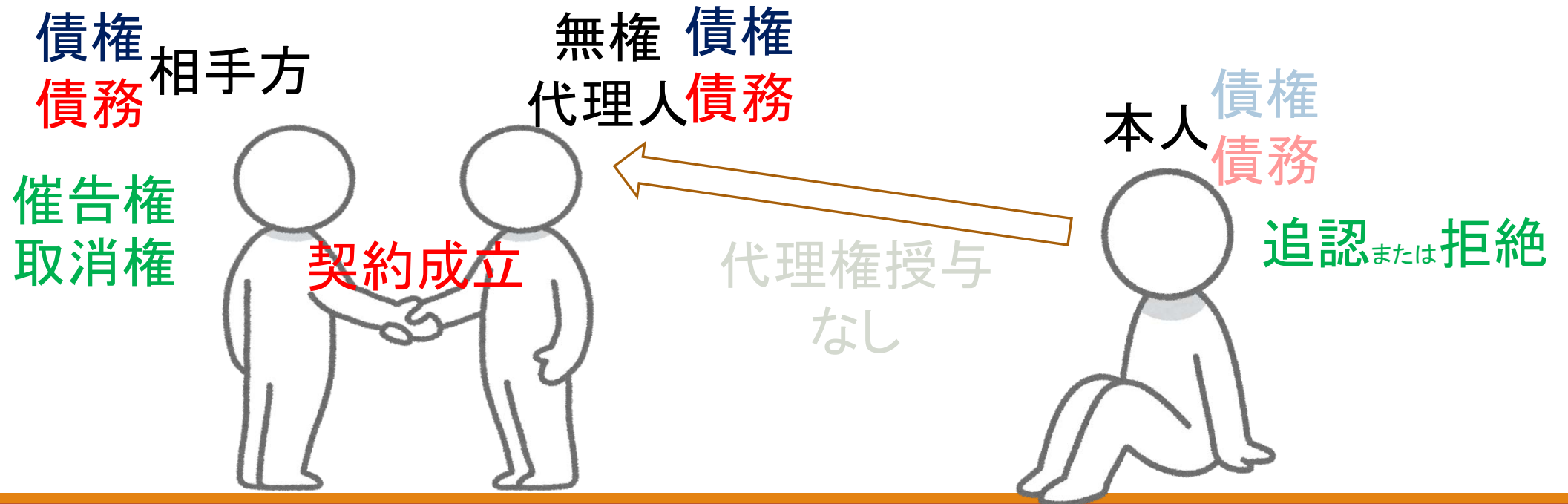
民法では、顕名がない場合には、相手方が代理人が本人のために契約などを行っていることを知っていたり、不注意で知らなかったりした場合を除いて、代理人が代理人自身のために契約をしたものと扱われます。



代理制度（無権代理）

代理権がないにも関わらず、代理行為を行うことを『無権代理』といいます。

無権代理人の相手方は、本人に対して契約を追認するか否かの催告や相手方が善意の場合は取り消しをすることもできます。



代理制度（表見代理）

代理権がない人が行った行為であっても、相手方が善意無過失であるなどの一定の要件を満たすことで『表見代理』が成立することがあります。

- ・代理権授与表示の表見代理

白紙の委任状を渡すなどして、代理権を与えたようなケース

- ・権限外の行為の表見代理

建物の賃貸の代理権を与えたところ、代理人がこの建物を売却してしまったようなケース

- ・代理権消滅後の表見代理

かつて代理権を持っていた人が、代理権が消滅したにも関わらず、代理人として契約をしてしまったケース

使者

代理と似た制度として、使者があります。

使者は代理とは違い、あくまで本人の意思と伝えるだけの者です。

そのため、意思決定も本人が行うこととなります。

委任状について

会社の代理人や役職員などの代理人として書類を取得したり、証明書を取得する場合に、委任状を作成しなければならないケースがあります。

委任状を作成する際には下記のこと気を付けながら作成しましょう。

- ・何のために書類、証明書を取得するのか(目的)
- ・誰から(誰に)委任するのか、委任されるのか(当事者)
- ・どのような権限を与えるのか、与えられるのか(内容)

記名と署名 印鑑と実印



記名押印、署名押印、実印など、印鑑や書類に関して似たような言葉があります。

記名押印⇒あらかじめ印刷されている名前の横などに印鑑を押す

署名押印⇒自分で署名をして印鑑を押す

実印⇒市区町村などの自治体に印影を登録している印鑑

書類に印鑑や署名を貰う際には、どこまで必要とされているか注意をしましょう。